

丸子北児童クラブ エアコン設置工事 特記仕様書

1 工事概要

1. 工事場所

上田市生田3531

2. 建物概要

建 物 名 称	構 造	階 数 (階)	延面積 (㎡)	消防法施行令 別表第一の区分	耐震分類	備 考
丸子北児童クラブ	鉄骨造	地上1 地下0	198			

3. 設備概要

(○印を付けたものを適用する)

方 法 及 び 種 別	設 備 概 要
空 調 方 式	・ ガス吸収式 ○ 空冷ヒートポンプ
冷 暖 房 方 式	・
暖 房 方 式	・ 温風暖房 ・ 温水暖房 ・ FF暖房
換 気 方 式	・ 局所換気 ・ セントラル方式
給 水 方 式	・ 水道給水 ・ 加圧式 ・ 高層タンク式 (・ 上水 ・ 井水)
排 水 方 式	・ 建物内汚水、雑排水 (・ 分流 ・ 合流) ・ 建物外汚水、雑排水 (・ 分流 ・ 合流) 浄化槽 (・ 合併 ・ 単独) 放流先 (・ 公共下水 ・)

4. 図面目録

・ 別紙参照 ○ 下記の通り

番 号	図 面 名 称	番 号	図 面 名 称
M-01	特 記 仕 様 書		
M-02	案内図・配置図		
M-03	平 面 図		
M-04	断 面 図		

II 工事仕様

1. 共通仕様

(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁官庁館の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新年度版)」(以下、「標準仕様書」という。)、公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新年度版)」(以下、「改修標準仕様書」という)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(最新年度版)」(以下、「標準図」という)による。

(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。

2. 特記仕様

(1) 章及び項目は番号に○印の付いたものを適用する。

(2) 特記事項のうち選択する事項は○印の付いたものを適用し、印のままのものは適用しない。

章	項 目	特 記 事 項
① 一般共通事項	① 機材等	(1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能と同等以上のものを使用する。但し、製造業者等が記載されている場合は同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。 (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の1)から6)すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出し監督職員の承諾を受ける。 1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 3) 安定的な供給が可能であること。 4) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 5) 製造又は施工の実績があること。 6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。なお、システムとして機能するものにあつては、システムの構築能力があり、現場での施工体制が整えられていること。 ● 品質及び性能を有することの証明となる資料を提出する機材等 ○ (社)公共建築協会による「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」における評価対象となる機械設備機材等 ・ ・ ・ ○ その他監督職員の指示によるもの
	② 使用材料発注先調書	使用材料名、製造者名、発注先、品質性能証明資料提出の省関について記載した調書を作成し、監督職員の承諾を受ける。
	③ 施工条件明示項目	※ 現場説明書による
	④ 化学物質を発生する建築材料等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1)から5)を満たすものとする。 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ資材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びステレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 3) 接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 5) 上記1)、3)、4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを発生しないものとは、発散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ないものとは、発散量が第3種のものを用い、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等が無い場合は第3種のものを使用するものとする。
	ホルムアルデヒドの発散量	該 当 す る 建 築 材 料
	規 制 対 象 外	① JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
	第 三 種	① JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③ IBJISのEo規格品 ④ IBJASのFco規格品
	⑤ ベーストシール剤	飲料水管系に使用されているベーストシール剤は、室内汚染に係る揮発性化合物に指定されている下記の物質を材料及び製造工程に使用されていないこと。 ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・ステレン・パラジクロロベンゼン・テトラデカン・クロルトリオス・フェノフルアル・ダイアジノ・フタル酸ジ-n-ブチル・フタル酸ジ-2-エチルヘキシル

電気保安技術者

⑥ 技能士の適用

⑦ 監督員事務所

⑧ 工事用電力・用水等

10. 完成図等

電気保安技術者を設置する。
・ 配管 (1.2) ・ 冷凍空調機器 (1.2) ・ 熱絶縁 (1.2) ・ 建築板金 (1.2) ・ 監督員の指示による
※ 設けない ・ 設ける
この工事に必要な工事用電力、用水、諸手続きなどの費用は請負者の負担とする。
※ 完成図 (※ 設計図書で示したもの全て ・ 標準仕1.7.11による ・ 監督員の指示による)
作成方法 ※ 製本 (※ 見開きA3縮小版 2~3部 (黒表紙文字製本)
・ 見開きA1版 1部 (ビニール製本)
※ CADデータ (※ CD-R (1部)
※ 保全に関する資料 (1部)
※ 監督員の指示による
・ 別契約の関係請負者が定置したものは無償で使用できる。 ・ 本工事で負担する。
・ 改修機械設備標準仕様書第1編2.2.1によるほか下記による。
・ 内部仮設足場等 (・ 種 ・ 種) ・ 外部仮設足場等 (・ 種 ・ 種)
資材の保管は必ず屋根をかけた地上30cm以上の架台に乗せる。
・ 監督員が指示する構内の場所に敷ならし ・ 構内指定場所にたい種 ・ 構外搬出適切処理
・ 掘切中の良質土 (ただし管の周囲は山砂、川砂又は再生砂) ・ 山砂の類
掘切中の山留め ・ 有 (・ 無)
工事に先立ち手引き第2編による廃棄物等処理計画書を監督職員に提出し、しゅん工時には廃棄物等処理報告書を作成し提出する。
(1) 引渡しを要するもの ○ 無 ・ 有 ()
(2) 引渡しを要するもの以外は構外搬出し関係法令により適切に処理すること。
(3) 特別管理産業廃棄物 ○ 無 ・ 有 ()
(4) 再利用又は再生資源化を図るもの (コンクリート塊、アスファルト塊、木くず、金属くず、塩ビ管、)
標準仕様書第1編1.7.4によるほか、バルブ類等には必要に応じて合成樹脂製名札をステンレス線等で取付ける。
機器等の取り付け方法及び重要な定期点検項目等を書いた取扱説明板(アクリル樹脂製、文字彫込み程度)を設ける。大きさは、約 ()mmとする。
・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気の温度測定 ・ 室内気流及びじんあい測定 ・ 騒音測定
・ 飲料水の水質の測定 (・ 水質基準検査10項目 (一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化イオン、有機物等(TOCl、pH、味、臭気、色度、濁度) ・ トルエン)
飲料水の水質の測定は厚生労働大臣登録水質検査機関とする。
(1) 機器類の能力、容量等は、表示された数値以上とする。
(2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。
機器、配管、風道等は耐震を考慮し堅固にすえ付け、取付又は支持を行う。
耐震措置の計算及び施工方法は、次に掲げる事項以外、すべて「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)による。
(1) 設計用水平地震力は、機器の重量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあつては有効重量)に、次に示す地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。地域係数は1.0とする。

設 置 場 所	耐 震 安 全 性 の 分 類			
	特定の施設 (・ 甲類 ・ 乙類)		○ 一般の施設 (乙類)	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)
	(2.0)	(1.5)	(1.5)	(1.0)
中 間 階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)
	(1.5)	(1.0)	(1.0)	(0.6)
地下階、一階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)
	(1.5)	(1.0)	(1.0)	(0.6)

(注) 1. () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
2. () 内の数値は水槽類に適用する。
3. 「上層階」は、2~6階建以下の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階とする。
4. 「重要機器」とは下記に示すものとする。
・ 給水装置 ・ 排水装置 ・ 換気機器 ・ 空調機器 ・ 防災設備 ・ 監視制御設備
・ 危険物貯蔵装置 ・ 火を使用する設備 ・ 避難経路上に設置する機器
(2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
機械改修工事標準仕様書第2編5章による。
確認試験
・ 引き抜き試験
・ 性能確認試験 (本) ・ 施工後確認試験 (本) を確認強度 () kNにて行う
・ 施工士の適用(第1種、第2種)あと施工アンカー施工士による| 23. あと施工アンカー | 吊金物は亜鉛メッキ又はステンレス鋼製とする 給水、給湯、消火、冷温水、冷却水管は、図示による水抜きが確実にできるよう水抜き位置に向かつて下り勾配とする。 コンクリート土間下配管は、鉛管等により沈下防止措置をする。 コンクリート土間下配管(排水含む)は、管の上下をサンドクッション厚100mmで保護する。 給水管、消火管の埋設深さは () mmとする。又、ガス管の埋設深さは () mmとする。 図示された屋外埋設管の分岐及び曲がり箇所には、コンクリート製継柱を埋め込む。継柱部分は埋設標示ピンとする。また、施工上生じた分岐、曲がりの箇所についても同様とする。 排水管を除く管には、埋設表示用テープを設置する。 検査対象 ・ 配管 ・ 煙道 抜取率 ・ 標準仕様書による 検査の種類 ・ RT ・ PT又はMT 下記の金属電線管は塗装を行う。 ・ 屋外露出 (・) の屋内外露出 下記の保護を行わない亜鉛メッキを施したダクト及び配管は塗装を行わない。 ・ 倉庫 |
24. 吊金物	吊金物は亜鉛メッキ又はステンレス鋼製とする
25. 配管勾配	給水、給湯、消火、冷温水、冷却水管は、図示による水抜きが確実にできるよう水抜き位置に向かつて下り勾配とする。
26. 管の保護	コンクリート土間下配管は、鉛管等により沈下防止措置をする。 コンクリート土間下配管(排水含む)は、管の上下をサンドクッション厚100mmで保護する。
27. 管の埋設	給水管、消火管の埋設深さは () mmとする。又、ガス管の埋設深さは () mmとする。 図示された屋外埋設管の分岐及び曲がり箇所には、コンクリート製継柱を埋め込む。継柱部分は埋設標示ピンとする。また、施工上生じた分岐、曲がりの箇所についても同様とする。 排水管を除く管には、埋設表示用テープを設置する。
28. 管の埋設表示	検査対象 ・ 配管 ・ 煙道 抜取率 ・ 標準仕様書による 検査の種類 ・ RT ・ PT又はMT 下記の金属電線管は塗装を行う。 ・ 屋外露出 (・) の屋内外露出 下記の保護を行わない亜鉛メッキを施したダクト及び配管は塗装を行わない。 ・ 倉庫
29. 溶接部の非破壊検査	検査対象 ・ 配管 ・ 煙道 抜取率 ・ 標準仕様書による 検査の種類 ・ RT ・ PT又はMT 下記の金属電線管は塗装を行う。 ・ 屋外露出 (・) の屋内外露出 下記の保護を行わない亜鉛メッキを施したダクト及び配管は塗装を行わない。 ・ 倉庫
30. 塗装	検査対象 ・ 配管 ・ 煙道 抜取率 ・ 標準仕様書による 検査の種類 ・ RT ・ PT又はMT 下記の金属電線管は塗装を行う。 ・ 屋外露出 (・) の屋内外露出 下記の保護を行わない亜鉛メッキを施したダクト及び配管は塗装を行わない。 ・ 倉庫
31. 機器の基礎 及び 振動絶縁効率	機 器 基 礎 振 動 絶 縁 効 率 連心速風機 ・ 標準基礎 ・ 防振基礎 ・ () % 以上 空調用ポンプ及び空気用ポンプ及び ・ 標準基礎 ・ 防振基礎 ・ 80 % 以上 湯水用ポンプ及び小形給水ポンプユニット ・ 標準基礎 ・ 防振基礎 ・ 80 % 以上 ・ 別図による 電線及びケーブルの規格は標準仕様書第4編1.5.1、表4.1.11による。 既存のコンクリート床及び壁の配管貫通部の穴明けは原則としてダイヤモンドカッターによる。 標準共通仕様書第2編によるほか下記による。 給水管、給湯管、冷温水管等の管、バルブ(グラッド部を含む)、フランジ、可とう継手及び空調ダクトのフランジは、建物内外共に保温する。なお、保温端部はシーリング処理を行う。 ・ 換気ダクトの保温要(保温厚25mm) ・ 範囲は図示による ・ 外気取入れダクトの保温要(保温厚25mm) ・ 範囲は図示による ・ 排気ダクトの保温要(保温厚25mm) ・ 範囲は図示による ・ 送りダクトの保温要(保温厚25mm) ・ 範囲は図示による ・ 膨張タンクよりボイラーへの給給水管の保温は膨張管の項による。 ・ 建物内の空気抜き管の保温は膨張管の項による。 ・ 空調機と換、ファンコイルユニット、冷水及び冷温水のドレーン管の保温は排水管の項による。 ・ 全熱交換器用ダクトの保温要(保温厚25mm) ・ 範囲は図示による 保温種別は下記による ダクト ・ イ (・ 1号 ・ 2号) ・ ロ 冷温水、冷水、温水、蒸気管 ・ イ ・ ロ 機器 ・ イ ・ ロ 給水管 ・ ハ ・ ロ (凍結防止帯巻部分) 排水管 ・ ロ ・ ロ 給湯管 ・ イ ・ ロ
② 電線類	・ 別図による
③ はつり	電線及びケーブルの規格は標準仕様書第4編1.5.1、表4.1.11による。 既存のコンクリート床及び壁の配管貫通部の穴明けは原則としてダイヤモンドカッターによる。 標準共通仕様書第2編によるほか下記による。 給水管、給湯管、冷温水管等の管、バルブ(グラッド部を含む)、フランジ、可とう継手及び空調ダクトのフランジは、建物内外共に保温する。なお、保温端部はシーリング処理を行う。 ・ 換気ダクトの保温要(保温厚25mm) ・ 範囲は図示による ・ 外気取入れダクトの保温要(保温厚25mm) ・ 範囲は図示による ・ 排気ダクトの保温要(保温厚25mm) ・ 範囲は図示による ・ 送りダクトの保温要(保温厚25mm) ・ 範囲は図示による ・ 膨張タンクよりボイラーへの給給水管の保温は膨張管の項による。 ・ 建物内の空気抜き管の保温は膨張管の項による。 ・ 空調機と換、ファンコイルユニット、冷水及び冷温水のドレーン管の保温は排水管の項による。 ・ 全熱交換器用ダクトの保温要(保温厚25mm) ・ 範囲は図示による 保温種別は下記による ダクト ・ イ (・ 1号 ・ 2号) ・ ロ 冷温水、冷水、温水、蒸気管 ・ イ ・ ロ 機器 ・ イ ・ ロ 給水管 ・ ハ ・ ロ (凍結防止帯巻部分) 排水管 ・ ロ ・ ロ 給湯管 ・ イ ・ ロ
34. 保温及び消音内貼り	・ 別図による

保温及び消音内貼り(続き)

・ 排水管でビット内、共同溝内及び最下階の床下の下記の部分は保温する。なお仕様はd(h)とする。
(・ 排水トラップ ・ 鉛管 ・ 銅管類 ・ ビニール管 ・ ドレーン管 ・)
・ 消火管で下記部分は保温する。なお仕様は給水管の項による。
(・ 屋内外消火管 ・ 水抜きできない管 ・ スプリンクラー配管 ・)
・ 圧力タンク、膨張水槽、各種呼水槽等銅板製水槽は保温する。なお仕様は各機器の項に準ずる。
・ 大機器は保温する。
・ 共同溝の保温種別 (・ ビット内に準ずる ・)
・ ダクトの保温外装は下表による。

区 分	保 温 外 装
倉庫・書庫	・ アルミガラスクロス
機械室	・ アルミガラスクロス
居室・廊下など	・ カラー亜鉛鉄板
屋外露出、多湿箇所	・ ステンレス鋼板

・ 配管の保温外装は下表による。(冷媒管は除く)

区 分	保 温 外 装
倉庫・書庫	・ アルミガラスクロス
機械室	・ アルミガラスクロス
居室・廊下など	・ カラー亜鉛鉄板
屋外露出、多湿箇所	・ ステンレス鋼板

・ 冷媒管の保温の外装は下表による。なお保温化粧ケースの材質は図示による。

屋内外露出	保温化粧ケース
屋内外露出	・ ステンレス鋼板
屋内外露出	・ ステンレス鋼板

35. 防凍保温

36. 試験

37. 他工事との取合い

② 空調機と設備

2. 居室騒音境界

3 冷暖房設備

4 暖房設備

5 換気設備

6 排煙設備

7 自動制御設備

8 衛生設備

・ 排水管でビット内、共同溝内及び最下階の床下の下記の部分は保温する。なお仕様はd(h)とする。
(・ 排水トラップ ・ 鉛管 ・ 銅管類 ・ ビニール管 ・ ドレーン管 ・)
・ 消火管で下記部分は保温する。なお仕様は給水管の項による。
(・ 屋内外消火管 ・ 水抜きできない管 ・ スプリンクラー配管 ・)
・ 圧力タンク、膨張水槽、各種呼水槽等銅板製水槽は保温する。なお仕様は各機器の項に準ずる。
・ 大機器は保温する。
・ 共同溝の保温種別 (・ ビット内に準ずる ・)
・ ダクトの保温外装は下表による。

区 分	保 温 外 装
倉庫・書庫	・ アルミガラスクロス
機械室	・ アルミガラスクロス
居室・廊下など	・ カラー亜鉛鉄板
屋外露出、多湿箇所	・ ステンレス鋼板

・ 配管の保温外装は下表による。(冷媒管は除く)

区 分	保 温 外 装
倉庫・書庫	・ アルミガラスクロス
機械室	・ アルミガラスクロス
居室・廊下など	・ カラー亜鉛鉄板
屋外露出、多湿箇所	・ ステンレス鋼板

・ 冷媒管の保温の外装は下表による。なお保温化粧ケースの材質は図示による。

屋内外露出	保温化粧ケース
屋内外露出	・ ステンレス鋼板
屋内外露出	・ ステンレス鋼板

・ 屋外露出部(給水管、冷温水管、膨脹管、冷水管、温水管、ドレーン管、消火管、排水管、弁類)は防凍保温を行い、厚さは管径25mm以下のものは50mm、管径32mm以上のものは40mmとする。
・ 屋外露出部(給水管、冷温水管、膨脹管、冷水管、温水管、ドレーン管、消火管、排水管、弁類)は、電気ヒーター等の防凍対策を行う。なお、保温厚は34 項に準ずる。
・ 各種機器について図示電気ヒーター等の防凍対策を行う。()
(1) 各種機器の試験は、新設配管に適用する。
(2) 新設配管は、既設配管の接続部に試験を行う。
配管、ダクト、器具振え付けにともなうスリーブ、枠入れは本工事とし、他は工事区分表による。

② 空気調和設備

2. 居室騒音境界

3 冷暖房設備

4 暖房設備

5 換気設備

6 排煙設備

7 自動制御設備

8 衛生設備

・ 設ける
・ 設ける(測定口はφ30とする)
伸縮継手、接続口及びばいり重量測定口の位置は図示による。
・ 低圧ダクト ・ 高圧ダクト ・ 高圧2ダクト
・ アングルフランジ工法 ・ スパイラルダクト
・ コーナポルト工法 (・ 共板フランジ工法 ・ スライドオンフランジ工法)
取付部は図示による。
(1) 内貼りを施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。
・ 空気調和、温風暖房機に取り付けるサプライチャンパー、レタランチャンパー及び風道系で、消音内貼りしたチャンパーには点検口を設ける。尚、点検口の大きさは図示による。
(3) 外壁に面するガラリに直接取り付けられるチャンパー及びホッパ等は、雨水の滞留のないように施工する。
復旧方式 (・ 遠隔)
定格入力は、0.024V、0.7A以下とする。
復旧方式 (・ 遠隔)
JIS又はJV (・ 5K ・ 10K (図示部分))
取付部は図示による。
取付部は図示による。
コック付とし、形式及び取付部は図示による。
制御盤には (・ 給油ポンプ制御 ・ 満油警報 ・ 遠隔警報 ・ 電磁弁制御 ・ 返油ポンプ制御 ・ 減油警報 ・) の端子を設ける。なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。

5 1. ダクト

2. 風量測定口

3. ダンパー

4. 排気ダクトのシールド

5. チャンパー

6. 耐火措置

6 1. ダクト

2. 排煙口の形式

3. 排煙口手動開放装置

4. 排煙風量測定

7 1. 中央監視制御装置

2. 中央監視制御装置の構成・機能

3. 電気計装工事の配線

8 1. 大便秘洗浄

2. 大便器ロータック

3. 温水洗浄式便座

4. 小便器洗浄

5. 小便器洗浄管

6. 水栓

7. 化粧箱

8. 石けん受

9. 洗面器

10. 標記板

11. 大便秘耐火カバー

・ バキュームブレーカー ・ 不凍結装置付 ・ 低圧フラッシュバルブ ()
・ 水抜き装置付
加熱方式 (・ 貯湯式 ・ 瞬間式) 給水方式 (・ 給水管直結給水方式 ・ ポンプ加圧給水方式)
温風乾燥機 (・ 有 ・ 無) 脱臭 (・ 有 ・ 無)
・ 不凍結装置付 ・ 感知便器一体型フラッシュ方式
・ 個別感知フラッシュ方式 (・ 埋込 ・ 露出)
・ 露出 ・ 隠ぺい ・ 水抜き装置付
・ 節水コマ ・ 固定コマ (・ 寒冷地対応形 ・)
・ 陶器製 (・ 露出形 ・)
・ 陶器製 (・ 露出 ・ 埋込)
・ 止水栓付
・ 取付箇所 (・ 大便器 ・ 小便器 ・) 材質 (・ 陶器製 ・)
・ 設ける(ビット内は除く) ・ 設けない

9 給水設備

10 排水設備

11 給湯設備

12 消火設備

13 厨房設備

14 ガス設備

⑬ その他

① 工事現場の環境改善について

② 不具合の確認

③ 産業廃棄物の取扱い

④ 環境対策関係

⑤ 安全対策関係

⑥ 工事検査

⑦ 被害層等

⑧ 施工図等の取扱い

⑨ 完成図等

⑩ 提出物

・ 親メーター (・ 貨物品 ・) ・ 子メーター (・ 買取り ・)
・ 水道事業者指定品 (・ 貨物品 ・ 買取り) ・ 標準図M0形
JIS又はJV ・ 水道直結部分 (・ 10K ・) ・ その他の部分 (・ 5K ・)
・ 要 (・ 本工事 ・ 別途工事) ・ 不要
・ 不凍結の二次側は水抜きが確実にできること。
・ 標準図 施工4.5 (・ (a) ・ (b) ・ (c))による。

1. 量水器

2. 量水器

3. 弁類

4. 引込給付金等

5. 給水勾配

6. 建物導入部配管

1. 洗面器等の排水管

2. 排水口

3. 湯水試験継手

4. インパネ、ため樹

1. 弁類

JIS又はJV (・ 5K ・ 10K (図示部分))

1. 屋内消火栓

2. 消火器具

3. 建物導入部配管

・ HB-1A ・ HB-1B
・ 消火器 (スタンダ) (消防法施行令第10条に拠る)
・ 標準図 施工4.5 (・ (a) ・ (b) ・ (c))による。

1. 機器の寸法

2. 燃焼機器

・ 燃焼器
使用ガス ・ 都市ガス (発熱量 KJ/Nm³、供給事業者名)
・ 液化石油ガス (発熱量 100, 000 KJ/Nm³)

1. 充電器

2. 集合装置

3. 転倒防止等

4. メーター

5. ガス漏れ警報器

6. 引込負担金

7. 電気防食

8. 建物導入部配管

・ 別途 (・ 50kg ・)
・ 標準図 施工72による
・ 標準図 施工73 (・ (a) ・ (b))による
・ 親メーター (・ 貨物品 ・) ・ 子メーター (・ 買取り ・)
・ 本工事 (図示による) ・ 別途工事
・ 要 (・ 別途工事 ・ 本工事) ・ 不要
・ 要 不要
・ 標準図 施工4.5 (・ (a) ・ (b) ・ (c))による。

工事現場のイメージアップ ・ 仮囲い周辺の美化
・ 地域住民への情報提供 ・ 完成予想図の設置 ・ 情報掲示板の設置 ・ パンフレットの作成
・ 地域住民とのコミュニケーション ・ 現場出入口周辺への誘導員の配備
・ 住民に対する災害防止関係 ・ 現場出入口周辺への誘導員の配備
工事しゅん工後10ヶ月、20ヶ月(新築に限る)に不具合の確認を行い、その結果を書面で上田市長あてに報告する。(施設管理者からの聞き取り調査を含め、調査には必ず監督員の立会いを要する。)
(1) 廃棄物の処理に当たっては、請負者が自ら処理(分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為)するときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という)に基づき、適正に行うこと。
(2) 廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一両並びに処分地の案内図等をまとめた「廃棄物処理計画書」を監督員に提出すること。
(3) しゅん工した時は、廃棄物ごとに処理数量を集計し、積込状況の写真、処分状況の写真等の写しを添付した「廃棄物等処理報告書」を監督員に提出すること。
(1) 現場で使用する機械は、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械とすること。
なお、運搬ルートの選定に当たっては影響の少ない最短ルートを選定すること。
(2) 夜間、早朝等の移動を避けること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。
(3) 汚水、汚濁、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等、環境の回復に努めること。
(4) 熱帯材合板型枠は、極力使用しないこと。
(1) 工事現場においては、労働災害、公衆安全防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。
(2) 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中に月一回程度実施し、工事日誌へ記録するほか、実施結果、実施状況の写真、安全教育に使用した資料等も整理すること。
(3) 原則として代理人(主任)以外の第三者により、月1回以上店社による安全パトロールを行い、工事日誌へ記載するほか、点検内容を別書面に記録し、実施状況の写真を撮影すること。
(4) 下請業者にKY(危険予知)、TBM(作業内容の打合せ)活動等を実施せよ、その記録を整備するとともに、随時、実施状況の写真を撮影すること。
(5) 下請業者を含め、作業員に対し現場内容に即した新規入場者教育、安全教育・訓練等を実施し、関連書類及び使用した資料等を整理するとともに、随時、実施状況の写真を撮影すること。
(6) 上記の(2)~(5)の活動については、記録・書類及び写真を整備したものを現場に備え、監督員及び工事検査の際に提示できるようにすること。
施工途中において工事検査担当職員または、発注機関の長の指定する職員による抜き検査を実施することがあるので、検査に協力すること。
暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害層を速やかに警察に提出すること。
施工図等の著作権に関わる当該建築に限り使用権は、発注者に移譲する。
完成図など維持管理に関する書類は、しゅん工後30日以内に提出し、必要に応じて取扱説明を行うこと。
上記による他、監督員の指示による。

2024. 07改訂

上田市都市建設部建築課

事業年度

R-07

事業名

図 名

丸子北児童クラブ エアコン設置工事

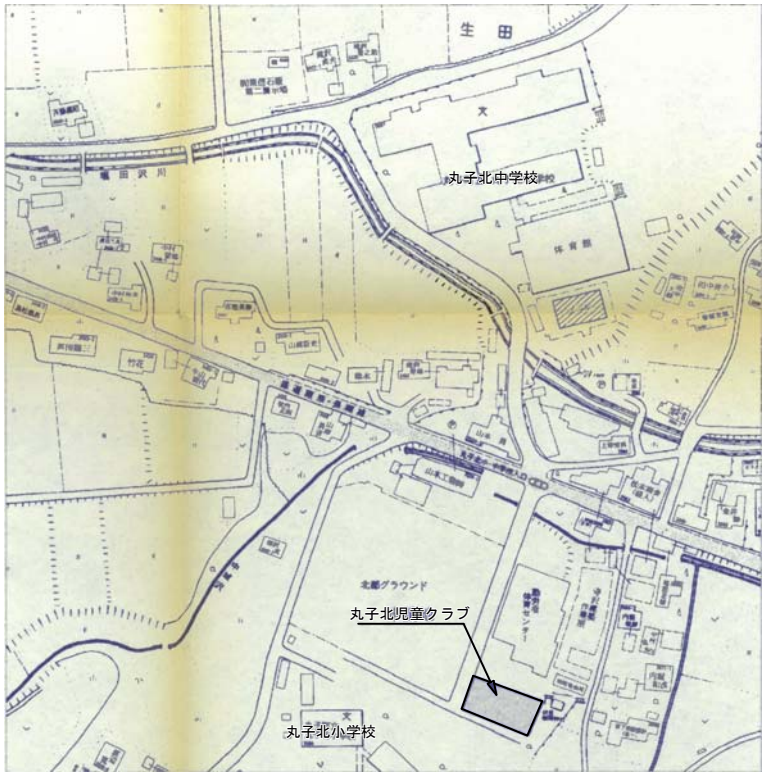
特記仕様書

SCALE

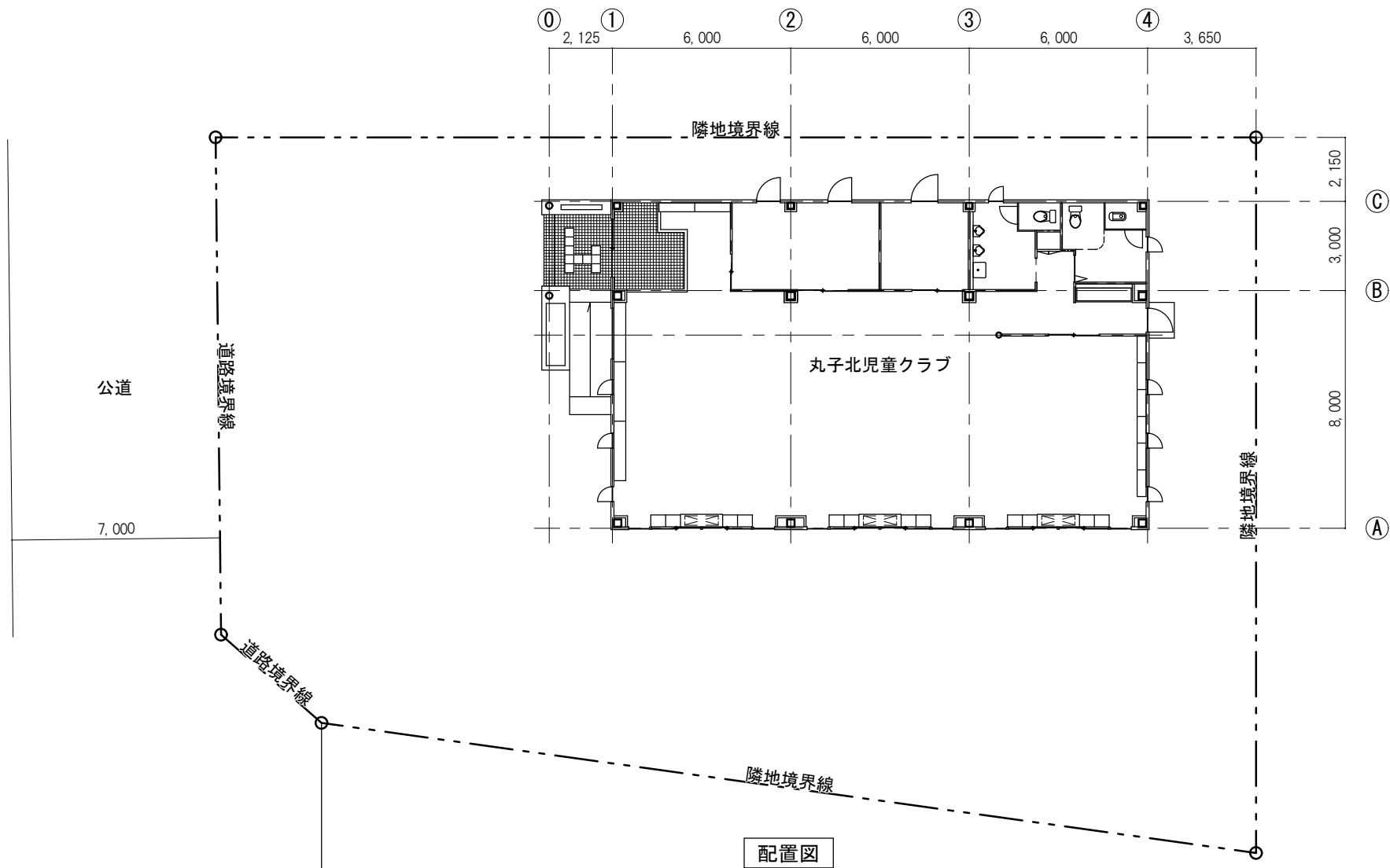
No Scale

NO.

M-01



案内図



配置図

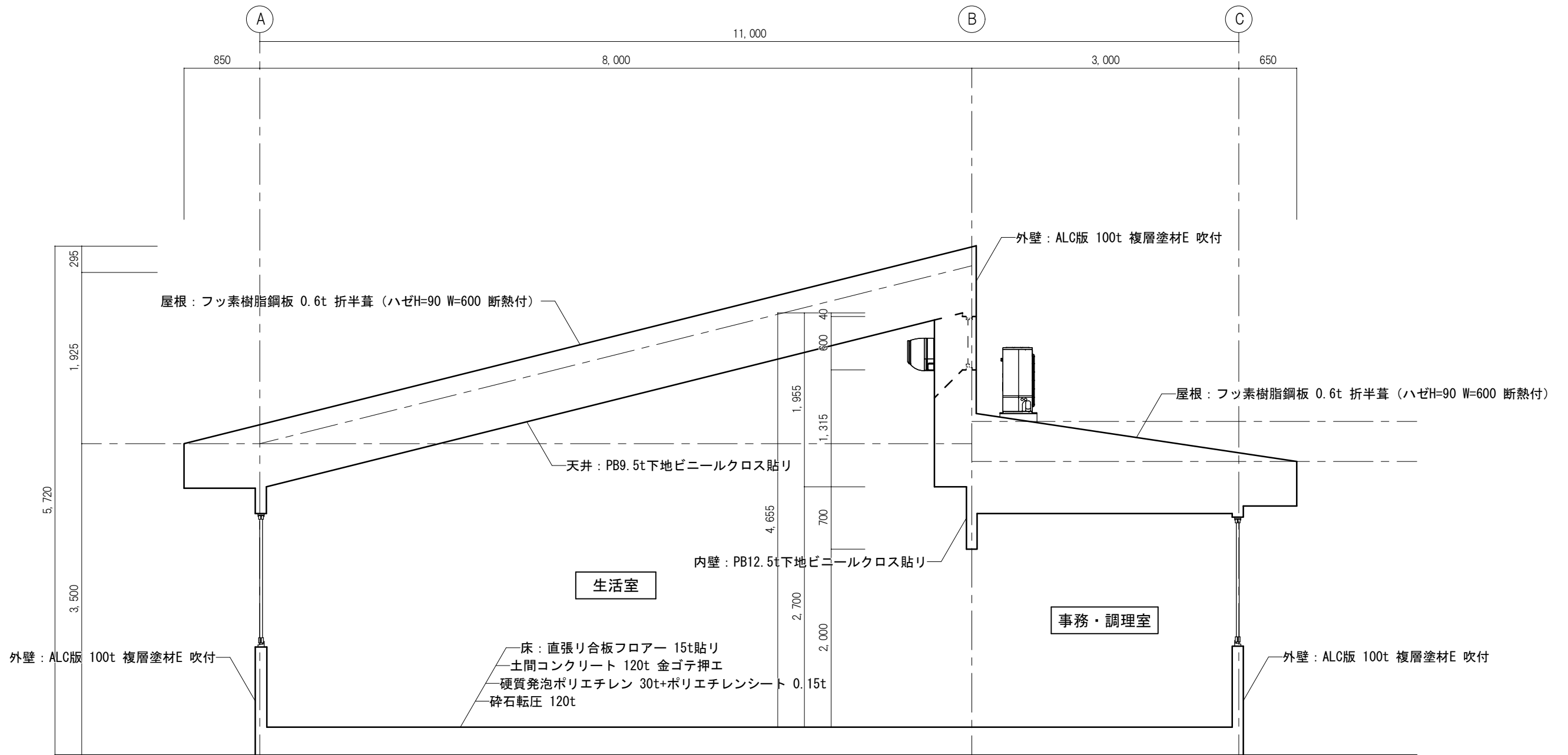
■建物概要

施設名称 丸子北児童クラブ
工事場所 上田市生田3531
建設年 平成12年
構造・規模 鉄骨造/平屋建て/延198m²

■工事概要

概要 1階生活室に空調設備を増設する
電気式空冷ヒートポンプパッケージエアコン
その他 児童クラブを運営しながらの工事となるため、留意して工事の調整を行うこと
穿孔等の作業を行う場合は、アスベスト含有建材とみなして飛散防止措置を講じること
騒音・振動を伴う作業は周囲に配慮すること。また、第三者災害の防止に努めること
電力会社との調整に協力すること





断面図

